## 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

| 項目   |   |            |        |  |
|--|---|------------|--------|--|
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額       9,481,463         うち、資本金及び資本剰余金の額       7,796,285         うち、利益熱余金の額       1,685,177         うち、自己株式の額()       -         うち、自己株式の額()       -         うち、比別外に該当するものの額       -         一方も、上記以外に該当するものの額       -         うち、一般資留引も当立了資本等人額       314         うち、適格引当金コア資本等人額       314         うち、適格引当金コア資本等人額       314         うち、適格引当金コア資本等人額       -         適格旧非常素的永久、優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額       -         心の機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額       -         フア資本に係る基礎項目の額に含まれる額       -         フア資本に係る基礎項目の額に含まれる額       -         フア資本に係る基礎項目の額に含まれる額       -         フア資本に係る基礎項目の額に含まれる額       -         フア資本に係る基礎項目の額に含まれる額       -         フア資本に係る基礎項目の額に含まれる額       -         ラち、のれんに係るものの額       -         フア資本に係る基礎項目の額に含まれる額       -         ラち、のれんに係るものの額       -         ラち、のれんに係るものの額       -         うち、のれんに係るものの額       -         うち、のれんに係るものの額       -         うち、のれんに係るを認理自にはたまれるものの部に対したまれるものの額       -         自己保有を調練式等に対しなのの額       -         うち、その他の主は機関等の対象音通体式等に該当するものに関連するものの額       -   | 項目  | 平成26年6月末   |        |  |
| うち、資本金及び資本剩余金の額  | コア資本に係る基礎項目                               |            |        |  |
| うち、利益剰余金の簡   | 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額                | 9,481,463  |        |  |
| うち、巨口株式の額()  うち、社外流出予定額()  つち、上以外に該当するものの額   一方ち、上以外に該当するものの額   一方ち、直以外に該当するものの額   一方ち、一般貸倒引出金コア資本算人額   314   うち、一般貸倒引出金コア資本算人額   314   うち、一般貸倒引出金コア資本算人額   314   315   3643   315   315   316   3   | うち、資本金及び資本剰余金の額                           | 7,796,285  |        |  |
| うち、社外流出予定額 ( )   うち、上記以外に該当するものの額  | うち、利益剰余金の額                                | 1,685,177  |        |  |
| うち、上記以外に該当するものの額   1   1   1   1   1   1   1   1   1   | うち、自己株式の額 ( )                             | -          |        |  |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額 314 37年本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 314 35、一般貸倒引当金コア資本算入額 314 35、一般貸倒引当金コア資本算入額 314 35、一般貸倒引当金コア資本算入額 314 36格目調案積的永久優先株の額の56、3ア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 36格目資本調連手段の額のうち、3ア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 36的機関による資本の増強に関する措置を通して発行された資本調達手段の額のうち、3ア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 4 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3  | うち、社外流出予定額 ( )                            | -          |        |  |
| 314  | うち、上記以外に該当するものの額                          | -          |        |  |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額   314   315、適格引当金工ア資本等入額   316   346     | 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額               | -          |        |  |
| うち、適格引当金コア資本算人額   一  | コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額                | 314        |        |  |
| 適格旧事累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 適格旧資本創建手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 2 との機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額の うち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 2 ・ 2 ・ 2 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・ 3 ・   | うち、一般貸倒引当金コア資本算入額                         | 314        |        |  |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額の うち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - つうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - つうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - フア資本に係る基礎項目の額 (イ) 9,481,777 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) 9,481,777 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) 9,481,777 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) 9,481,777 コア資本に係るものの額 うち、のれん反びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものな除く。)の額の合計額 - 35,918 うち、のれん反びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 - 36,918 (基廷税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 - 36,918 (基廷税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 - 36,918 (基廷税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 - 2 (基廷税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 - 2 (基廷税金資産の部に計上されるものを除く。)の額 - 2 (基廷税金資産の部に計上されるものを除く。)の額 - 2 (基廷税金資産の部に計上されるものを除く。)の額 - 2 (基廷税金产品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | うち、適格引当金コア資本算入額                           | -          |        |  |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額  土地再評価額は再評価値前の領に含まれる額  ・ ファ資本に係る基礎項目の額に含まれる額 ・ ファ資本に係る基礎項目の額に含まれる額 ・ ファ資本に係る基礎項目の額に含まれる額 ・ ファ資本に係る調整項目 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く、)の額の合計額 ・ うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 ・ うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 ・ うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 ・ うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 ・  | 適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額     | -          |        |  |
|  | 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額        | -          |        |  |
| のうち、コア資本に係る基礎項目の額 (イ) 9,481,777 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) 9,481,777 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) 9,481,777 コア資本に係る調整項目 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 - 35,918 うち、のれんに係るものの額 - うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 - 35,918 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 - 35,918 緑延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 - 。適格引当金不足額 - 。   |   | -          |        |  |
| 35,918   |   | -          |        |  |
| 35,918   | コア資本に係る基礎項目の額 (イ)                         | 9.481.777  |        |  |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 - 35,918   |   | 0,101,111  |        |  |
| うち、のれん区でも一ゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額  |   | _          | 35.918 |  |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額  |   | _          | -      |  |
| #延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額  |   | _          | 35.918 |  |
| <ul> <li>適格引当金不足額</li> <li>こ</li> <li>負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額</li> <li>こ</li> <li>自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額</li> <li>こ</li> <li>意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額</li> <li>少数出資金融機関等の対象普通株式等の額</li> <li>こ</li> <li>特定項目に係る十パーセント基準超過額</li> <li>っち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額</li> <li>っち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額</li> <li>っち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額</li> <li>っち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額</li> <li>っち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額</li> <li>っち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額</li> <li>っち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額</li> <li>コカ、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものの額</li> <li>コア資本に係る調整項目の額</li> <li>ロ)</li> <li>自己資本の額((イ) − (ロ))</li> <li>リスク・アセット等</li> <li>信用リスク・アセットの額の合計額</li> <li>うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額</li> <li>542,691</li> </ul>  |   | -          | -      |  |
| <ul> <li>証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額</li> <li>自債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額</li> <li>市払年金費用の額</li> <li>自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除⟨。)の額</li> <li>意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額</li> <li>少数出資金融機関等の対象普通株式等の額</li> <li>特定項目に係る十パーセント基準超過額</li> <li>うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額</li> <li>うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額</li> <li>うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額</li> <li>特定項目に係る十五パーセント基準超過額</li> <li>うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額</li> <li>うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額</li> <li>うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額</li> <li>コア資本に係る調整項目の額</li> <li>ロ)</li> <li>自己資本</li> <li>自己資本</li> <li>自己資本の額((イ) − (ロ))</li> <li>リスケ・アセットの額の合計額</li> <li>うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額</li> <li>542,691</li> </ul>   | · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·     | -          | -      |  |
| ●債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 - 前払年金費用の額 - こ目己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 - 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 - ごり数出資金融機関等の対象普通株式等の額 - ごり数出資金融機関等の対象普通株式等の額 - ごり去、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 - ごりち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 - ごりち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - ごりち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - ごりち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 - ごりち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 - ごりち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 - ごりち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - ごりち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - ごりち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - ごりち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - ごりり、リスク・アセットの額の合計額 - ごりり、リスク・アセットの額の合計額 - コン資本に係る調整項目の額 - ごりり、リスク・アセットの額の合計額 - コンダン・アセットの額の合計額 - コンダン・アセットの額に算入される額の合計額 - コンダン・アセットの - コンダン・アロットの - コンダン・アロック・アロットの - コンダン・アロック・アロック・アロック・アロック・アロック・アロック・アロック・アロック   |   | -          | _      |  |
| 自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額   |   | -          | -      |  |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 - 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額 - 特定項目に係る十パーセント基準超過額 - うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 - うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものの額 - うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものの額 - うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものの額 - うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものの額 - うち、その他金融機関等の対象音通株式等に該当するものの額 - こうち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - こフア資本に係る調整項目の額 - ロ) - 自己資本 自己資本の額 ((イ)ー(ロ)) リスク・アセットの額の合計額 - 14,569,130 - うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 - 542,691  | 前払年金費用の額                                  | -          | -      |  |
| 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額       -       -         特定項目に係る十パーセント基準超過額       -       -         うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額       -       -         うち、展延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額       -       -         うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額       -       -         うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額       -       -         うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額       -       -         うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額       -       -         うち、経延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額       -       -         コア資本に係る調整項目の額       (口)       -         自己資本の額((イ)ー(ロ))       (バ)       9,481,777       リスク・アセット等         信用リスク・アセットの額の合計額       14,569,130       542,691   | 自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額            | -          | -      |  |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額 - うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 - うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 - うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - こうち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - こコア資本に係る調整項目の額 (ロ) - 自己資本 自己資本の額 ((イ)ー(ロ)) (ハ) 9,481,777 リスク・アセット等 信用リスク・アセットの額の合計額 14,569,130 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 542,691   | 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額              | -          | -      |  |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額 - うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 - うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 - うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - こうち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - こコア資本に係る調整項目の額 (ロ) - 自己資本 自己資本の額 ((イ)ー(ロ)) (ハ) 9,481,777 リスク・アセット等 信用リスク・アセットの額の合計額 14,569,130 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 542,691   | 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額                       | -          | -      |  |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額       -         うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額       -         特定項目に係る十五パーセント基準超過額       -         うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額       -         うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額       -         うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額       -         コア資本に係る調整項目の額       (口)         自己資本       (イ) ー (ロ))         リスク・アセットの額の合計額       14,569,130         うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額       542,691  | 特定項目に係る十パーセント基準超過額                        | -          | -      |  |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額  | うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額       | -          | -      |  |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 - うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 - うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - このでである。)に関連するものの額 - このでである。) - このでである。)に関連するものの額 - このでである。)に関連するものの額 - このでである。 - このででは、 - このででは、 - このででは、 - このででは、 - このででは、 - このででは、 - このでは、 | うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額     | -          | -      |  |
| うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額  | うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額         | -          | -      |  |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額  | 特定項目に係る十五パーセント基準超過額                       | -          | -      |  |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額  | うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額       | -          | -      |  |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) - 自己資本<br>自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ) 9,481,777 リスク・アセット等<br>信用リスク・アセットの額の合計額 14,569,130 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 542,691  | うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額     | -          | -      |  |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) - 自己資本<br>自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ) 9,481,777 リスク・アセット等<br>信用リスク・アセットの額の合計額 14,569,130 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 542,691  |   | -          | -      |  |
| 自己資本 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (八) 9,481,777 リスク・アセット等 信用リスク・アセットの額の合計額 14,569,130 55、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 542,691  |   | -          |        |  |
| リスク・アセット等<br>信用リスク・アセットの額の合計額 14,569,130<br>うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 542,691  |   |            |        |  |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 14,569,130 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 542,691  | 自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (八)                      | 9,481,777  |        |  |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 542,691  | リスク・アセット等                                 |            |        |  |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 542,691  | 信用リスク・アセットの額の合計額                          | 14,569,130 |        |  |
| うち 無形因定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) 35.918  | うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額           |            |        |  |
| プラ、無が固定資産(の100次)と プープープープープープーに応じるのである。  | うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) | 35,918     |        |  |

|     |                                 | ( =        | 型位,自刀门、%)       |
|-----|---------------------------------|------------|-----------------|
|     | 項目                              | 平成26年6月末   | 経過措置による<br>不算入額 |
|     | うち、繰延税金資産                       | -          |                 |
|     | うち、前払年金費用                       | -          |                 |
|     | うち、他の金融機関等向けエクスポージャー            | 578,610    |                 |
|     | うち、上記以外に該当するものの額                | ı          |                 |
| マー  | ケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額    | ı          |                 |
| オペ  | レーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 3,070,695  |                 |
| 信用  | リスク・アセット調整額                     | ı          |                 |
| オペ  | レーショナル・リスク相当額調整額                | ı          |                 |
| リスク | ・アセット等の額の合計額 (二)                | 17,639,825 |                 |
| 自己  | 資本比率                            |            |                 |
| 自己  | 資本比率 ((八) / (二))                | 53.75%     |                 |

注: 「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照5し自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」 (平成18年金融庁告示第19号。)に基づき算出したものであり、国内基準を採用した単体ベースの計数となっています。